

東広島市立御菌宇幼稚園

－ いじめ防止基本方針 －

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、いじめの定義は「いじめ防止対策推進法」により「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」である。

本園においては、これらを基本認識とし、この基本認識を重視しつつ、体験を通して学ぶ幼児期ならではの教育を推進するよう配慮しながら対応にあたるものとする。

2 いじめの防止等につながる取組

(1) 取組の基本

本園は、教育目標を「心豊かな明るい子どもの育成～笑顔いっぱい夢いっぱい～」として、教育活動に取り組んでいる。一人一人を尊重し、家庭や地域等との連携を図りながら教育活動を展開していくことが、いじめの防止等につながる取組の基本となる。幼児期の様々な感情や善悪等を含め心身の発達と中であることを踏まえ、保護者ととも幼児の発達過程を見守り、心身の健やかな成長を導く姿勢を取組の基本とする。

(2) 具体的な取組

- ・ 幼児の実態把握に努め日々の様子を記録する。
- ・ 定期的に情報共有の機会を設ける。
- ・ 登降園の時に保護者との連携を行う。
- ・ 学期末に個人懇談を行う。
- ・ 保育参観日を定期的に設ける。
- ・ 必要に応じて専門家との連携を行う。

3 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策委員会として、園長、教頭（特別支援教育コーディネーター）、教務主任、養護講師を基本委員とする。事案に応じて、担任、全教職員を含めた会を開催する。

なお、教職員に対して、いじめに関する研修等を行い意識や資質向上を図るとともに、保護者に対しても、いじめ防止につながる情報共有や共通認識を持てるように必要に応じて情報発信に努める。